

原動機付き自転車（原付）免許取得規定

令和4年2月15日改訂
令和4年4月 1日施行
熊本県立天草高等学校倉岳校 生徒指導部

第1章 総則

第1条 本校における原動機付き自転車（以下、「原付」という。）に関する指導は、昨今の社会情勢から考えても禁止するには及ばないと考える。したがって交通法規、運転技術、交通マナーやモラルなどを指導するとともに公私にわたる生活への悪影響がおよばないような指導を徹底しておこなうものとする。

第2条 原付免許取得については安全面、事故補償、単車購入費用、各種保険料など出費過多になることや、学業や部活への影響を考え、保護者とよく話し合いのうえ決定すること。

第3条 原付バイク免許の取得については以下に示す規定を厳守し、規定に反した場合は特別指導の対象とする。

第2章 条件

第4条 対象学年は第2学年以上の全生徒とする。第1学年における過年度卒業者や原級留置者も認めない。ただし、原付通学希望者で通学のみの使用に限り、一年次からの原付免許取得を認めるが、通学以外の目的で使用した場合は第3条に基づき指導を行い、原則として1年次におけるその後の原付通学を停止する。

第5条 進級判定会及び追認会議において進級を認められたものとする。なお、夏季休業中及び冬期休業中における原付免許取得希望者は、直近の学期成績で欠点科目及び時数不足がないものとする。

第6条 第1学年春休み中に出席時数不足や追試に関する補講を受ける者は、当該補講が完了し認定された後、取得手続きを開始する。

第7条 校納金等の未納がないものとする。

第3章 受験期日・場所

第8条 受験期日は、第1学年3学期終業式以降の長期休業中のみとし、期間は終業式翌日から指定された日までとする。ただし、一年生で通学用の原付免許取得希望者は、誕生日以降の長期休業中のみとする。学業に支障をきたさない休業日とする。

第9条 受験は、所轄の警察署または県免許センターでおこなうものとする。

第10条 次学期よりバイク通学を希望する者及び、一年次からの原付免許取得希望者は、指定された期日までに所定の手続きを行い、免許を取得し別途定める講習等を受講しなければならない。

第4章 受験許可願

第11条 原付免許取得希望者に対しては原付免許取得者及び原付免許希望者の保護者会において原付免許取得許可願を配布する。また、期日までに許可証を発行する。

第12条 原付免許取得許可願は指定日までに生徒指導部交通係職員に提出する。

第13条 追試験受験者、出席時数不足による補講を受ける者、特別指導中の者は全ての指導が終了し職員会議等で認定された後、特例として全ての手続きを開始するものとする。

第5章 免許取得後の手続き

第14条 原付免許取得後は速やかに交通係職員に免許証の提示をおこない、原付免許取得者名簿に登録する。

第15条 原付免許取得者は後日おこなわれる原付免許実技・学科講習会に必ず出席するものとする。

第16条 上記講習会へ参加は原則として最優先事項とし、原付免許取得者は必ず参加しなければならない。